

## 年頭所感

### 財政審予算建議は農政をどこに誘導しようというのか

東京大学名誉教授 谷口信和

#### 2024年を振り返り、2025年の課題を考える

2020年1月号から本誌の年頭所感を書くようになって6回目の新年を迎えた。

本誌の読者の皆さんだけでなく、日本と世界中の多くの人々にとって、本年が少し今オスでも混沌状態からの脱却の光明が見える年2なることを心から願っている。

2020年の年頭所感ではアメリカの「タイム誌」が前年の2019年の世界に最も影響を与えた「ことしの人」としてグレタ・トゥーンベリさんを選び、同年5月号の表紙を飾ったことを取り上げ、「気候変動」に対する積極的な取り組みの重要性を指摘した。

そして、2020年3月2閣議決定される予定であった食料・農業・農村基本計画での「食料安全保障」に関する議論がさっぱり煮詰まっておらず、食料自給率目標に懐疑的な意見が示されていることに危機感を覚えていると述べた。

この基本計画では結局、「飼料自給率を反映しない「食料国産率」と「飼料自給率」の双方の向上を図りながら、「飼料自給率を反映した食料自給率」の向上を図る」と整理され、第3の、新規の「食料国産率」目標を導入し、2030年度の目標をカロリーベースで53%、生産額ベースで79%に設定した。

だが、2023年度の実績は前者47%、後者61%であるばかりか、2023年11月の「食料国産率」指標の国民的認知度はわずか23・2%に止まっているのが現実である(農水省・食生活・ライフスタイル調査、令5年度)

それから5年が過ぎ、ついに2023~2024年に世界と日本は新自由主義的な政治・経

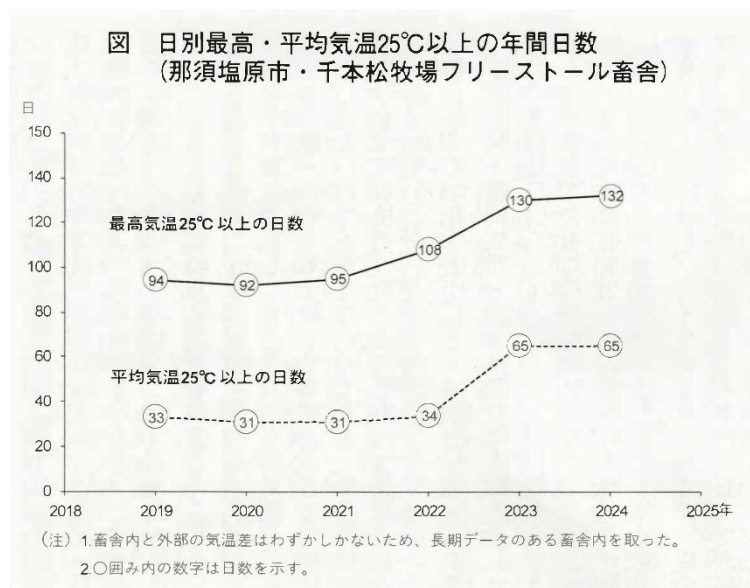
済・社会思想の暴走によって、以下のような完全な混沌的状况に到達してしまった。

第1に、2年連続の地球沸騰化の深化＝「気候危機」は地震や火山噴火とも相まって世界中の至るところに異常気象の日常化、「天災」による人命とインフラの毀損頻発、経済の攪乱を通じた格差と対立の極限状態をもたらした。

第2に、2年連続のガザ・ウクライナでの「戦争継続」は日常化する戦闘とジェノサイドの下で人間精神の委縮・麻痺・荒廃をもたらし、国連の機能不全を通じて、「人災」を解決できない時代的閉塞感を促迫している。

そして、第3に、日本では2年連続の食料価格の高騰の中で発生した「令和の米騒動」は、在庫はあるがスーパーの棚には米がない「異常事態」を通じて、食料需給が薄氷の上の危険な存在であることを曝け出した（食料危機の日本的な発現の姿！）。

第1の気候危機が決して遠い他国の問題ではないことは多くの日本人にも認識され始めてはい。しかし、その危機認識レベルは気候危機解決にふさわしいものには程遠い。



図は筆者が2014年から継続的に経営アドバイスを行ってきている千本松牧場（栃木県那須塩原市の経産牛300頭程度の酪農経営）の牛舎内の気温データ（外気温と余り変わらない）である。

地球温暖化が搾乳牛に与える影響を観察するために、平均気温に加えて、最低・最高気温、日

較差など多様なデータと1頭あたり搾乳量、乳脂率などの関連をみようという趣旨で始めたものである。

温暖化という言葉からどうしても気温上昇→最高気温の上昇に目が向きがちだが、これを見ると単なるトレンドとしての気温上昇とは異なる姿が浮かび上がってくる。

すなわち、第1に、日別の最高気温が25℃以上（夏日）の年間日数をみると、2019～2021年までは92～95日前後（約3か月）で並んでいるが、2022年に108日に急増した後、2023～2024年は連続して130日台（約4か月）を記録して、それまでとは明らかに異なるステージに入ったことが明らかである。

つまり、夏にあたる期間が3か月から4か月に伸びたことになる。

第2に、日別の平均気温25℃以上の年間日数をみると、2019～2022年は31～34日（一か月）の幅に収まっているが、2023～2024年は一挙に65日（2か月）とそれまでの倍の水準に到達しており、グテーレス国連事務総長が2023年に地球沸騰化と発言したことが栃木県の牧場でも現実の姿となっていることを如実に示している。

そして、第3に、最高気温が25℃以上に達した日（夏日）のうち、平均気温が25℃以上の（いわば一日中、夏日状態ともいえる）日の割合をみると、2019～2022年はほぼ3分の1だったのが、2023～2024年はほぼ2分の1に急上昇していることが判明する。

つまり、2023～2024年は最高気温が25℃を超える日数が顕著に増加し、そのうちの平均気温が25℃を超える日数・割合とも上昇して尋常ならざる状態に突入しているといわざるをえないのである。

気候危機対応・適応は全地球規模での第一級の歴史的な課題であるといっておよいだろう。

第2の、グローバリゼーションにともなう国家間・国内諸階層間・諸民族間・諸宗派間の経済的格差と分断・対立の危機は2022～2023年の2つの戦争（ウクライナ・ガザ戦争）をもたらしただけでなく、2024年にはアメリカ大統領選挙をめぐる国内の分断、ガザ戦争のレバノン（ヒズボラ）・シリア（アサド政権崩壊）への波及・拡大・広域化、ドイツやフランスでの

政権の不安定化、韓国での突然の戒厳令発令事件、日本での総選挙による自公両党の過半数割れという政治的な流動化を全地球大でもたらしている。

その帰趨を正確に予測することは著しく難ではあるが、新自由主義的な政治・経済・社会思想の根本的な反省がその出発点におかれねばならないことは明らかであろう。

このうち、日本では安倍一強体制の下で極限にまで達した国会軽視の政治的民主主義に国民の審判が下され、日本政治は従来の意思決定システムから新しい意思決定システムへの一大転換期に突入している。

すなわち、① 自民党という与党内での政策決定における民主主義をどう実現するか（安倍一強とは異なる党内基盤の脆弱な石破総裁の誕生）、

② 政府と与党間の関係における民主主義的政策決定システムの構築（政府丸投げでも、官邸主導でもない新たな姿）、

③ 国会における政治的な民主主義の実現（政府提案への修正・変更なしの議決から、審議を通じた修正・変更を通じた議決という本来の国会の姿の実現）という歴史的な課題に直面しているのである。

現実には与党と国民民主党との間の連立(政権)ではなく、政策協議（部分連合）という形が先行し、野党・野党議員に結集された民意が議決される政策に反映される仕組みの実現が不透明なままで、臨時国会から2025年の通常国会へと進みつつあるとあってよい。

与党議員の得票率 < 与党議員の議席占有率 < 政策決定における与党の「専決」という不等号の存在の下で、民意を適切に反映できない政治システムの継続がもたらした、あらゆる面における日本の地盤沈下の克服の道筋が求められているのであり、単なる自民党の地位低下といった問題ではないことに注意を払うことが必要であろう。

そして、第3の日本農政をめぐる混迷は基本計画策定を担う農水省の責任も大きいながらも増して、財務省の「横槍」に大きな問題があるようだ。

どうやらいつの間にか、農政は財務省が取り仕切るようになってしまったらしい。

このこと自体が調査研究対象だが、ここでは2024年11月29日に出された「令和7年度予算の編成等に関する建議」（財政制度審議会）をやや逐条的に丁寧に検討することを通して、あるべき農政の方向に関して私見を改めて提示したい。

これをもって年頭所感に代えるほど建議の内容が「重い」からである。

## II 財務省農政にするわけにはいかない — 財政審予算建議を通して考える

### 1. （参考1）概要E：各論7・農林水産

概要は建議の簡潔な要約だが、それだけに強調点がシンプルに示されていると考えられるから、ポイントを押さえておきたい。

個々の点の詳細な検討は後段に行うことにしたい。

そのロジックは、

まず、① 状況変化を地政学的リスク顕在化と農業従事者の急減で把握している。

② ピンチをチャンスに変える発想を提起し、“法人経営や大規模化、輸出の促進等により、多額の国民的負担を伴う日本の農業を自立した産業へと「構造転換」し、強固な食料安全保障を実現すべき”としている。

ここでは、地政学的リスクは指摘されていても、気候危機の深刻さには全く触れておらず、気候危機に対応できる農業という視角がないといえる。

恐らく、そこから以下で触れるように、今後検討すべき「将来にわたって安定運営できる水田政策」においては飼料用米を水田活用の直接支払交付金の交付対象から外すべきという意見が出てくるのだろう。

また、農業従事者急減を指摘していても、これを抑制する方途については提起されておらず、法人経営と大規模化で克服できるとの楽観論に立っている。

そこでは土地利用型農業と集約型農業の区別が明確にはされていないため、一層の輸出に期待がかかる集約型農業のリンゴなどは必ずしも規模拡大・法人化が進んではいない現実が見過ぎ

れることになる。

表1 果樹栽培経営体の栽培面積別経営体数と栽培面積

栽培面積規模	農業経営体数（露地）			法人経営体シェア%	
	経営体数	栽培面積 ha	1経営体あたり 栽培面積ha	経営体数	栽培面積
計	167,166	123,118	0.74	1.4	5.8
0.3ha未満	56,348	8,063	0.14	0.8	0.7
0.3～0.5	31,521	11,255	0.36	0.7	0.7
0.5～1.0	39,511	26,033	0.66	1.0	1.0
1.0～2.0	26,330	34,088	1.29	1.6	1.6
2.0～3.0	8,473	19,200	2.27	2.9	3.0
3.0ha以上	4,983	24,480	4.91	13.4	22.9

（出所）2020年農林業センサス 第4巻により作成。

表1に示したように、果樹経営では栽培面積3.0ha以上の最大規模階層でも法人経営体のシェアは経営体数で13.4%、栽培面積では22.9%でしかなく、全体では経営体数の1.4%、栽培面積の5.8%に止まっている。

リンゴのような果樹栽培では技術格差に基づく収穫物の品質格差が大きいため、大規模な法人経営でなくても付加価値生産が可能な家族経営に市場競争力が存在している面があることを看過することはできないのである。

ここでも予想される農業従事者数の急減は、法人化と大規模化だけではないやり方での解決が求められるというべきである。

また、③ 自立した産業へと「構造転換」するなかで、財政面も含めて持続的な水田政策への見直しを行いつつ、低コスト化や米粉生産・輸出による収益性の向上によって、足腰の強い水田農業への転換を進めるべきとしている。

ここでも注目すべきは水田農業政策を通じて飼料用米・WCS用稲・飼料作物などの栽培面積を増加させ、耕畜連携の基盤を拡大することを通じて国内畜産を支援し、食料安全保障の確保に資するといった方向性には全く関心が向けられていない点であろう。

法人化した大規模水田経営体ほど、「水稻」の作期分散の要請から飼料用米やWCS用稲の作付面積割合を大幅に引き上げている現実からすれば、大規模化・法人化をめざす構造改革を進めようとするならば、これらの作物作付の位置づけを明確にすることが不可欠だからである。

さらに、④ 食料安全保障は国内生産の増大のみならず、輸入や備蓄の確保、輸出の促進により確保すべきであり、米の備蓄は需要減少の反映と輸入米の活用により備蓄水準を見直し(低下させて財政負担を削減すべき

としている。わが国の食料自給率の現状からすれば、国内生産の増大だけで食料安全保障が確保できると主張している者はほとんどいないといってよい。

むしろ、少なくとも国内生産の飛躍的な拡大を抜きにして、輸入と備蓄にばかり頼っている食料安全保障の確保が覚束ないとする者がほとんどではないか。

## 2. 本文の7・農林水産

### まえがき

まえがきでは本文の構成が、(1) 食料・農業・農村基本法の改正と農業の構造転換と(2) 農業の構造転換～米・水田農業政策を中心に、となっていることが示されている。

つまり、(1) では総論的に整理し、食料安全保障確保に向けて、農業の構造転換を集中的に推進することが必要だと説き、(2) では(1) を実現するうえでは米・水田政策が重要なポイントだという視角から、これを検討するという「スタンス」を取っていることが分かる。

しかし、上述したように、法人化と規模拡大で効率化が実現するというロジカルチェーンには明らかに論理的な飛躍があるというべきであろう。

### (1) 食料・農業・農村基本法の改正と農業の構造転換

ここでは、まず、① 農業の構造転換による食料安全保障の確保、において、基本法改正が基本理念として「食料安全保障の確保」を明記したことを指摘し、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(2024年6月21日閣議決定)に基づいて基本計画作成後の初動5年間に農業の構造転換を集中的に実施することが説明されている。

構造的な問題とは多額の国民負担に基づく財政支援と種々の規制の存在によって、生産性向上・

経営効率化が進まず、収益性の向上を通じた産業としての自立化が進まないことと把握され、こうした構造を今後も国民の多くの負担により支え続けることはできないという財政事情が強調されている。

つまり、多額の財政支援と(一般企業の自由な農業参入を妨げるような)規制の存在により、農業界・農業者が自助努力を怠ったため構造転換が遅れているから食料安全保障が覚束ないというわけである。

そこから、「国全体としての喫緊の課題となった食料安全保障を強固なものとするため、農業構造を転換し、産業としての自立を果たしていくことが強く求められている」という結論が導き出されることになる。

しかし、「食料安全保障」という議論をする以上は、どのような食料安全保障を実現するのか、そのためにこれを支えるどのような農業構造改革をすべきであり、その上で農業を支える合理的な国民負担・財政支援のあり方を検討すべきなのだが、始めに「構造改革ありき」という転倒的な論理構成になっているといわざるをえない。

次いで、② 合理的な国民負担による食料安全保障の確保では、第1に、農業保護水準を示す指標PSE(財政負担H直接支払と関税H消費者負担の合計)を参照すると、GDPに占めるPSEの比率、農業者受取額(農業組生産額+直接支払)に対するPSE比率の両者で日本はEU28か国平均よりも高い状況にあるとして、農業保護水準は高いと財務省は認識している。

ただし、直接支払のうちには「日本型直接支払」として多面的機能支払い・中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支払の3つの交付金も含まれており(2023年度当初で774億円)、これらは水田活用の直接支払交付金や経営所得安定対策のゲタ対策(畑作物の直接支払交付金)・ナラシ対策(米・畑作物の収入減少影響緩和交付金)などとは異なって、生産者に直接所得補償するわけではないため、農業者にとっては可視化されにくい上に、全体としては水田と畑にまたがった複雑な交付金体系となっているという問題がある。

早急に簡潔な所得補償に整理することが求められているといえよう。



第2に、農林水産予算が長期的には減少傾向だという農業界からの指摘に反論している。

すなわち、① 予算の減少は以前の大規模ダム造成や集落排水施設・農道の新設から、今日はそれらの更新・修繕にシフトした結果としての公共事業の減少に起因しており、非公共部分は維持されているとしている。

② ただし、近年は当初予算に大きな変化がないものの、補正予算による増額傾向が著しいことを指摘している。

表2 農林水産予算の推移

年度	当初予算 億円	前年度補正 予算 億円	合計 億円	補正予算の 割合 (%)
2015	23,090	2,781	25,871	10.7
2016	23,091	4,008	27,100	14.8
2017	23,071	5,739	28,810	19.9
2018	23,021	4,680	27,701	16.9
2019	23,108	5,027	28,135	17.9
2020	23,109	5,849	28,958	20.2
2021	22,853	10,519	33,373	31.5
2022	22,777	8,795	31,572	27.9
2023	22,683	8,206	30,889	26.6
2024	22,686	8,182	30,868	26.5

(出所) 財政審議会建議資料より作成。

②については表2に示すように、安倍一強政権の確立の下で、に2016年度あたりから補正予算割合が10%程度から15~20%へと上昇し、2020年度以降のコロナ禍の下では25~30%台へと大幅に引き上げられた結果として、予算総額が増大し、3兆円の大台にまで復活したことが明らかである。

これは一方で、予算増額を「手土産」として選挙を勝ち抜くという自民党の政治戦略と、臨時国会の短期間の予算審議では修正や変更がされにくいという政府(農水省)の思惑が合致したところでの予算編成の重大な変更であり大きな問題点を含んでいる。なぜなら、一五か月予算で仕組まれた補正予算は短期間での編成↓議決を余儀なくされることから十分な検討がなされていない側面があるだけでなく、年度内消化に困難を抱える問題、があるからである。

やはり、会期が150日に及ぶ通常国会での十分な審議を踏まえて議決される当初予算を基本とし、補正予算はあくまで緊急の事態に対応するものだという本来のあり方に戻つての予算編成

が求められるところである。

誕生した石破政権はそうした方向へと予算編成を変更すべき歴史的な任務を担っているということができよう。

こうした点を前提にして、食料安全保障を担保しうる十全の予算措置することが求められているのである。

## (2) 山農業の構造転換～米・水田農業政策を中心に

(1) の総論を前提にして、(2) では農政の主軸をなす米・水田政策をどのようにするかが重要なポイントであるとして、① **食料安全保障の要請と財政負担の在り方**、から議論を始めている。

そこでは水田活用の直接支払交付金や畑作物のゲタ対策の経営所得安定対策等として年間5～6千億円の財政支出をしていることを取り上げ、当初予算の2～3割程度に相当するのは妥当かという疑問 = 検証の必要性を指摘している。

「これらの土地利用型作物は熱供給量の高さから食料安全保障上も重要性が高い」ことは認めつつも、財政負担水準が高すぎることを指摘している。

しかし、すでに上述したように、財政支出の規模が妥当か否かは食料安全保障上の目的との関係で決まるものであり、当初予算のどの程度ならば妥当かということのを予め判断できるものではないと思われる。

この点で飼料用米を含む飼料作物自給率の向上が、一方では国内畜産経営の安定した経営実現の有力な条件になっている実態をどのように評価するか、他方で自給飼料を通じた耕畜連携（循環型農業）の実現がみどり戦略に沿ったCO2削減にいかに関与するのかといった点への視野を欠いた財政支出の観点からの一方的な決めつけは歴史的な課題への接近という点で問題を含んでいるといえよう。

次に、② **新基本法における食料安全保障の確保の在り方と食料自給率**、では食料安全保障確

保の手段として、国内の農業生産の増大を図ることを基本としつつ、「安定的な輸入」と「備蓄」の確保を図るとともに、「海外への輸出」により食料供給能力の維持を図ることも明記され、アプローチがより多角的なものとなっていると評価している。

しかし、なぜ、国内生産の増大が十分に図れなかったのかについてのきちんとした分析と評価がなされないまま、海外への輸出が追加されたとしても食料安全保障が確保される可能性が高まる保証は余りないのではないかという疑問が残る。

また、基本計画に定める唯一の目標とされていた食料自給率は国内生産と消費に関する目標の一つとして相対化され、他の目標を設定することとされており、「国内生産の増大のみを重要視する考えには立っていない」ことを評価している。

そして、他の指標としては「農地面積や食料・生産資材の備蓄数量などが考えられる」と注記している。

たしかに、輸出を目指すことによって食料の供給能力の維持が図られるという表現がなされてはいるが、国内生産が増大するとは書かれていない。

すなわち、もともと大部分が輸出向け生産である場合には海外への輸出の増大によって国内生産が増大する可能性が広がるとみることができても、輸出数量、が多くはない状況の下で、海外への輸出により国内生産が増大するというのはやや逆立ちした見方に過ぎないのではないか。

現在の輸入品の大宗が政治経済的に関係の良好な国からのものであることを踏まえれば、こうした品目についてあえて、国民負担で国内生産を拡大することではなく、輸入可能なものは輸入し、他の課題に財政余力を振り向けるという視点も重要であるとしている。

しかし、多くの論者も指摘しているように、農産物の国際市場の条件は大きく激変しており、従来の単純な延長線上では考えられなくなっていることを考慮すべきだというのが「食料安全保障」を前面に立てた、基本法改正の趣旨であったはずではないのか。

また、食料自給率は食生活の在り方に大きく影響を受ける。

全てを国内自給している米の消費が減り、輸入割合の高い油脂類・畜産物の消費が増えたこと

が1990年代後半にかけて自給率が低下し、それ以降は40%程度で安定的に推移した背景にあるとしているが、人口減少になれば、自給率は上昇する可能性があると言われてきたが、すでに2008年からは減少局面に入ったものの、さっぱり上昇の機運すらみえない。

2010年頃からの畜産物消費の増加は飼料の自給化の遅れにより国内畜産の発展にも関わらず、全体の食料自給率低下につながっていることを直視すべきであろう。

さらに、食料自給率は平時における指標としては参考となるが、食料自給率のみを過度に重視することは不適當であり、基本法改正の趣旨にも合致しないとしている。

だが、そもそも極端に低い食料自給率を高めることを抜きにして、果たして食料安全保障の確保が可能なかが問われなければならないだろう。

次に財政面からみて、麦・大豆を国内生産することで食料自給率を1%引き上げようとするれば、畑地で400～500億円程度、水田で800～900億円程度の国費が必要との試算を示し、自給率向上を目指して園内生産の底上げを進めようとするれば、国民負担は相当な大きさとなる。

食料安全保障の確保においては「常に輸入と備蓄の活用という視点を欠いてはならならず、国内生産の増大を基本とする新基本法の趣旨を踏まえつつ、各手段を比較考量して進めることが重要だという。

結局、国内生産よりは輸出を重視し、輸入と備蓄の視点が重要だということになり、食料安全保障の確保という命題に合致する政策選択とはならないのではないかと。

最後に、基本計画では複数の指標を設けて総合的に食料安保を評価できるようにし、食料自給率は平時における指標としての性格を明確にして活用すべきであると述べている。

しかし、食料自給率は本来的に平時の指標であり、これを高めることを抜きにして食料安保を確保できないことが最も大切な視点ではないかと思われる。

① **備蓄の在り方**、については国民への安定的な食料供給というアウトカムが重要であり、総合的に考えるべき。

米の備蓄については、適正備蓄水準100万トンで、毎年20万トンの主食用米としての買入れ・飼料用米としての売却 = 棚上備蓄による保管経費と売買差損により、400～600億円の財政負担が発生している。

適正備蓄水準は2001年の年間需要量900万トンを前提に設定されているので、現在の需要量700万トンを踏まえて設定しなおす必要があり、需要の11%程度の80万トンが妥当な水準だとした。

しかし、こうした議論をしている最中に「令和の米騒動」が発生している現実をどうみるべきなのかが問われねばならないだろう。

政府備蓄米が91万トンあり、修正された6月末の民間在庫量が153万トンだったからである。

また、現在のMA米は76.7万トンであり、1986～1988年平均の国内消費量の7.2%として設定されているが、現在の国内消費量700万トンを基準にすると、 $76.7 / 700 = 11\%$ と高い水準となる。

「ミニマム・アクセスとしての輸入量自体の変更には多くの外国との交渉が必要であり、にわかには困難な面があるが、例えば、緊急時には市場に影響を与えない範囲でミニマム・アクセス米を活用するルールを設けるなどにより、政府備蓄米の備蓄水準・財政負担の減少につなげる工夫を検討するとしている。

しかし、ここは「困難な面」があっても、外交交渉を行い輸入量の低下を求める一方、政府備蓄米の備蓄水準の引き上げを検討すべき状況だろう。

MA米は700万トン $\times$ 7.2%=50.4万トンに引き下げを要求すべきである。

全体の最後に、④ 米・水田政策の見直し、においては令和6年度（2024年度）から始まっている飼料用米の交付単価引き下げを令和7年度（2025年度）予算でも引き続き実施し、令和9年度（2027年度）からは交付対象から外すべきだという衝撃な提案を行っている。

これについてはすでに飼料用米政策の課題を現場実態からみた李命美・谷口信和「求められる

飼料用米政策の一貫性と持続性 — 生産・流通現場の実態からみた課題『農村と都市をむすぶ』2023年1月号（53～66ページ）で詳細に検討してあるので、ぜひそちらを参照して頂きたい。

由々しき問題である。

財務省農政から解放され、農水省らしい農政を取り戻すことを願ってやまない。



「籾米取引開始碑」(「籾取の御庭」)  
 京都府京都市、熊野速玉大社の大炊殿です。作物が豊かに採り採り収穫できる存続を願うという願いを込めて「籾取御庭(ほりしょうゆのゆかた)」という文字が書かれています。「籾玉」に似せて、M.L.B.のサイン選手の手刀流後援や新たに移籍する佐々木朗希選手の活躍にも選手像があるといわれています。特に佐々木選手は1年未満の rookie です。  
 また、上記の写真は、熊野速玉大社にある記念碑です。江戸時代(寛政)に開設され、世界で初めて組織的な先物市場とされる「籾米市場」をアピールするため、日本取引所(JPX)が、国内の保証済籾米市場が創設20周年を迎えたことを記念して建てたものです。

「農村と都市をむすぶ」編集委員会  
 (農林行政を考える会)

編集代表	谷口 信和	東京大学名誉教授
編集長	藤光 義	東京大学教授
編集委員	服部 信司	東洋大学名誉教授
	堀口 健治	早稲田大学名誉教授
	神山 安雄	農政ジャーナリスト
	小林 信一	静岡県立農学大学名誉教授
	小矢 充	日本農業研究所研究員
	秋山 雅	宇都宮大学特任教授
	友田 滋夫	日本大学准教授
	作山 巧	明治大学教授
	西川 邦夫	茨城大学准教授

目次

年頭所感 財政予算建議は農政をどこに誘導しようというのか ..... 谷口 信和 (4)

座談会 米の指数先物取引の開始をめぐって ..... (15)

司 会 矢坂 雅充  
 報告者 渡辺 好明  
 出席者 谷口 信和 服部 信司 堀口 健治  
 友田 滋夫 作山 巧 西川 邦夫

[時評] 民主主義国の選挙は政策に大きな変化をもたらす ..... (H2) (2)

☆表紙写真 「熊野速玉大社の大絵馬」(編集部)  
 「農村と都市をむすぶ」2025年1月号(第75巻第1号)通巻第874号